

日高市告示第31号

日高市農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定に基づき告示するとともに、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年2月4日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

1 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

日高市役所市民生活部産業振興課

埼玉県日高市大字南平沢1020番地

2 農用地利用計画の変更案の縦覧期間

縦覧期間：令和8年2月4日から令和8年3月6日

縦覧時間：午前8時30分から午後5時

※ただし、土日、祝日は除く